

令和八年度

(2026年度)

金沢市議会六月定例月議会議案

## 目 次

議案番号	件 名	頁
議案第1号	令和8年度金沢市一般会計補正予算（第1号）	1
議案第2号	令和8年度金沢市水道事業特別会計補正予算（第1号）	6
議案第3号	令和8年度金沢市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	8
議案第4号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	9
議案第5号	金沢市職員等旅費条例の一部改正について	10
議案第6号	金沢市税賦課徴収条例の一部改正について	14
議案第7号	金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の一部改正について	21
議案第8号	金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	22
議案第9号	子育て支援医療費助成に関する条例の一部改正について	29
議案第10号	金沢市屋外広告物等に関する条例の一部改正について	30
議案第11号	金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	31
議案第12号	工事請負契約の締結について（金沢健康プラザ大手町解体工事）	32
議案第13号	工事請負契約の締結について（緑住宅建設工事第6期（建築工事））	33
議案第14号	工事請負契約の締結について（栗崎地区液状化防止対策工事（1－2工区））	34
議案第15号	工事請負契約の締結について（栗崎地区液状化防止対策工事（1－3工区））	35
議案第16号	工事請負契約の締結について（金沢21世紀美術館改修工事（建築工事））	36
議案第17号	工事請負契約の締結について（金沢21世紀美術館改修工事（電気設備工事））	37
議案第18号	工事請負契約の締結について（金沢21世紀美術館改修工事（空調設備工事））	38
議案第19号	財産の取得について（消防用特殊車両）	39
議案第20号	財産の取得について（金沢市立小学校学校用家具）	40
議案第21号	市道の路線認定について	41
議案第22号	「事業契約の締結について」の一部変更について（公共施設LED照明導入推進事業）	42
報告第1号	専決処分報告について（金沢市税賦課徴収条例の一部改正について）	43
報告第2号	専決処分報告について（訴えの提起について）	48
報告第3号	専決処分報告について（損害賠償の額の決定について）	49
報告第4号	繰越明許費について（一般会計）	52
報告第5号	事故繰越しについて（一般会計）	62
報告第6号	予算の繰越しについて（水道事業特別会計）	64
報告第7号	予算の繰越しについて（水道事業特別会計）	66
報告第8号	予算の繰越しについて（病院事業特別会計）	68

報告第9号	予算の繰越しについて（下水道事業特別会計）	.....	70
報告第10号	予算の繰越しについて（下水道事業特別会計）	.....	72

## 議案第1号

### 令和8年度金沢市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度金沢市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,601,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212,401,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年6月8日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 地方交付税		13,700,000	600,000	14,300,000
	1. 地方交付税	13,700,000	600,000	14,300,000
16. 国庫支出金		38,267,628	1,808,637	40,076,265
	2. 国庫補助金	6,156,381	1,808,637	7,965,018
17. 県支出金		16,636,839	406,063	17,042,902
	1. 県負担金	11,132,435	1,875	11,134,310
	2. 県補助金	4,516,434	404,188	4,920,622
20. 繰入金		4,104,003	151,700	4,255,703
	2. 基金繰入金	3,860,619	151,700	4,012,319
22. 諸収入		5,954,160	4,000	5,958,160
	4. 受託事業収入	156,753	4,000	160,753
23. 市債		10,954,600	1,630,600	12,585,200
	1. 市債	10,954,600	1,630,600	12,585,200
歳入合計		207,800,000	4,601,000	212,401,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		19,729,392	237,800	19,967,192
	1. 総務管理費	15,324,388	209,500	15,533,888
	3. 戸籍住民基本台帳費	1,578,365	28,300	1,606,665
3. 民生費		83,390,162	336,700	83,726,862
	1. 社会福祉費	18,566,137	25,600	18,591,737
	2. 老人福祉費	16,668,840	4,600	16,673,440
	3. 児童福祉費	39,653,977	306,500	39,960,477
4. 衛生費		20,389,753	330,269	20,720,022
	1. 保健衛生費	11,565,474	120,800	11,686,274
	2. 環境衛生費	2,196,257	33,969	2,230,226
	3. 清掃費	6,628,022	175,500	6,803,522
5. 労働費		272,339	4,400	276,739
	1. 労働福祉費	272,339	4,400	276,739
6. 農林水産業費		3,279,651	210,400	3,490,051
	1. 農業費	2,127,788	161,500	2,289,288
	2. 林業費	1,130,559	45,700	1,176,259
	3. 水産業費	21,304	3,200	24,504
7. 商工費		4,627,694	114,000	4,741,694
	1. 商工費	4,627,694	114,000	4,741,694

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 土木費		19,648,228	2,207,550	21,855,778
	1. 土木管理費	1,284,020	46,900	1,330,920
	2. 道路橋りょう費	5,065,164	830,100	5,895,264
	3. 河川費	1,034,258	118,000	1,152,258
	4. 港湾費	492,522	366,600	859,122
	5. 都市計画費	10,602,068	823,950	11,426,018
	6. 住宅費	1,170,196	22,000	1,192,196
9. 消防費		6,416,670	1,030,700	7,447,370
	1. 消防費	6,416,670	1,030,700	7,447,370
10. 教育費		27,798,634	511,300	28,309,934
	3. 中学校費	1,869,430	75,400	1,944,830
	4. 高等学校費	937,265	62,000	999,265
	6. 社会教育費	8,276,122	346,900	8,623,022
	7. 保健体育費	7,412,096	27,000	7,439,096
14. 予備費		720,000	△ 382,119	337,881
	1. 予備費	720,000	△ 382,119	337,881
歳出	合計	207,800,000	4,601,000	212,401,000

第2表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
消 防 車 両 購 入 費		千円	令和9年度	千円 46,500
液 状 化 被 災 地 区 復 旧 事 業 費			令和9年度から 令和10年度まで	440,000

第3表 地 方 債 補 正

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	限 度 額		限 度 額	
公 共 事 業 等	千円	1,687,000	千円	2,364,100
災 害 復 旧 事 業		507,300		965,400
一 般 補 助 施 設 整 備 等 事 業		304,300		407,100
防 災 対 策 事 業		135,600		138,700
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業		541,200		542,300
公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業		1,607,900		1,656,000
緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業		1,380,600		1,660,900
デ ジ タ ル 活 用 推 進 事 業		108,800		166,700
そ の 他 一 般 単 独 事 業		1,442,300		1,444,400
合 計		10,954,600		12,585,200

議案第2号

令和8年度金沢市水道事業特別会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和8年度金沢市の水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和8年度金沢市の水道事業特別会計の予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（4） 主要な建設改良事業			
配水管改良	4,589,100千円	20,000千円	4,609,100千円
上水道未普及地域整備	245,700千円	22,000千円	267,700千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,748,691千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,790,691千円」に、「当年度分損益勘定留保資金986,202千円」を「当年度分損益勘定留保資金1,028,202千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第2款 資本的収入	4,103,088千円	4,200千円	4,107,288千円
第1項 企業債	1,886,000千円	2,100千円	1,888,100千円
第2項 他会計出資金	195,000千円	2,100千円	197,100千円
外に当年度分損益勘定留保資金	986,202千円	42,000千円	1,028,202千円
合 計	7,851,779千円	46,200千円	7,897,979千円
支 出			
第2款 資本的支出	7,851,779千円	46,200千円	7,897,979千円
第1項 建設改良費	7,204,366千円	46,200千円	7,250,566千円
合 計	7,851,779千円	46,200千円	7,897,979千円

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた企業債の限度額を、次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
限 度 額	1,886,000千円	2,100千円	1,888,100千円

令和8年6月8日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

議案第3号

令和8年度金沢市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和8年度金沢市の下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和8年度金沢市の下水道事業特別会計の予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(3) 主要な建設改良事業			
雨水関連施設	735,000千円	379,200千円	1,114,200千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,610,157千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,611,557千円」に、「当年度分損益勘定留保資金5,435,774千円」を「当年度分損益勘定留保資金5,437,174千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第2款 資本的収入	16,281,772千円	380,600千円	16,662,372千円
第1項 企業債	6,440,100千円	203,500千円	6,643,600千円
第3項 補助金	7,854,193千円	177,100千円	8,031,293千円
外に当年度分損益勘定留保資金	5,435,774千円	1,400千円	5,437,174千円
合 計	22,891,929千円	382,000千円	23,273,929千円
	支 出		
第2款 資本的支出	22,891,929千円	382,000千円	23,273,929千円
第1項 建設改良費	13,958,815千円	382,000千円	14,340,815千円
合 計	22,891,929千円	382,000千円	23,273,929千円

（企業債）

第4条 予算第6条に定めた企業債の限度額を、次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
限 度 額	6,469,700千円	203,500千円	6,673,200千円

令和8年6月8日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

## 議案第 4 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

金 沢 市 長 村 山 卓

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和60年条例第4号）の一部を次のように改正する。  
第13条の2第2項中「1,080円）」を「1,440円）」に改め、同項第1号中「710円）」を「950円）」に改め、同項第2号及び第3号中「1,080円）」を「1,440円）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条の2の規定は、令和8年4月1日から適用する。
- 2 改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて令和8年4月1日以後の分として支給された災害応急作業等手当は、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による災害応急作業等手当の内払とみなす。

提案の趣旨

国家公務員の例に準じて、災害応急作業等手当の額を改定する。

議案第5号

金沢市職員等旅費条例の一部改正について

金沢市職員等旅費条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月8日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市職員等旅費条例の一部を改正する条例

金沢市職員等旅費条例（昭和25年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第13条関係）

区 分	宿 泊 費 基 準 額（1 夜 に つ き）		
	市 長	副 市 長	職務の級が9級 以 下 の 者
北海道	30,000円	20,000円	15,000円
青森県	24,000円	16,000円	12,000円
岩手県	20,000円	13,000円	10,000円
宮城県	24,000円	16,000円	12,000円
秋田県	22,000円	14,000円	11,000円
山形県	20,000円	13,000円	10,000円
福島県	18,000円	12,000円	9,000円
茨城県	22,000円	14,000円	11,000円
栃木県	22,000円	14,000円	11,000円
群馬県	24,000円	16,000円	12,000円
埼玉県	32,000円	21,000円	16,000円
千葉県	34,000円	22,000円	17,000円
東京都	42,000円	27,000円	21,000円
神奈川県	32,000円	21,000円	16,000円

新潟県	32,000円	21,000円	16,000円
富山県	22,000円	14,000円	11,000円
石川県	20,000円	13,000円	10,000円
福井県	20,000円	13,000円	10,000円
山梨県	26,000円	17,000円	13,000円
長野県	26,000円	17,000円	13,000円
岐阜県	26,000円	17,000円	13,000円
静岡県	24,000円	16,000円	12,000円
愛知県	24,000円	16,000円	12,000円
三重県	24,000円	16,000円	12,000円
滋賀県	22,000円	14,000円	11,000円
京都府	40,000円	26,000円	20,000円
大阪府	32,000円	21,000円	16,000円
兵庫県	34,000円	22,000円	17,000円
奈良県	24,000円	16,000円	12,000円
和歌山県	22,000円	14,000円	11,000円
鳥取県	18,000円	12,000円	9,000円
島根県	24,000円	16,000円	12,000円
岡山県	28,000円	18,000円	14,000円
広島県	28,000円	18,000円	14,000円
山口県	18,000円	12,000円	9,000円
徳島県	20,000円	13,000円	10,000円
香川県	30,000円	20,000円	15,000円
愛媛県	24,000円	16,000円	12,000円
高知県	24,000円	16,000円	12,000円
福岡県	34,000円	22,000円	17,000円
佐賀県	22,000円	14,000円	11,000円
長崎県	26,000円	17,000円	13,000円
熊本県	28,000円	18,000円	14,000円

大分県	22,000円	14,000円	11,000円
宮崎県	22,000円	14,000円	11,000円
鹿児島県	22,000円	14,000円	11,000円
沖縄県	24,000円	16,000円	12,000円

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の金沢市職員等旅費条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

第2条 新条例の規定は、適用日以後に金沢市職員等旅費条例第2条第1号に規定する旅行命令権者（以下「旅行命令権者」という。）が同条例第4条第1項に規定する旅行命令等（以下「旅行命令等」という。）を発する旅行、退職、免職、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合において同条例第3条第2項の規定により旅費を支給する旅行及び同条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、適用日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行、退職等となった場合又は死亡した場合において同条第2項の規定により旅費を支給する旅行及び同条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、適用日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、適用日以後に旅行命令権者が同条例第4条第2項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる旅行について、適用日以後に金沢市職員等旅費条例第3条第6項及び第7項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。

第3条 前条第1項の規定により新条例の規定の適用がある場合における旅行（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行、退職等となった場合又は死亡した場合において金沢市職員等旅費条例第3条第2項の規定により旅費を支給する旅行及び同条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行に限る。）の旅費の計算における宿泊費基準額（当該旅行中に宿泊する1夜ごとにおいて、

新条例別表に規定する宿泊費基準額が改正前の金沢市職員等旅費条例（以下「旧条例」という。）別表に規定する宿泊費基準額を下回る場合における当該1夜に係る宿泊費基準額に限る。）は、旧条例別表の規定を適用する。ただし、施行日以後に旅行命令権者が金沢市職員等旅費条例第4条第2項の規定により旅行命令等を変更する旅行においては、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分については、旧条例別表の規定は適用しない。

第4条 新条例の規定を適用する場合には、旧条例の規定に基づいて支給された旅費は、新条例の規定による旅費の内払とみなす。

#### 提案の趣旨

国家公務員の例に準じて、宿泊費基準額を改定する。

## 議案第6号

### 金沢市税賦課徴収条例の一部改正について

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月8日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

### 金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第30条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第32条の2第1項ただし書中「及び第32条の3の3第1項」を「並びに第32条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第32条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第32条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第18条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及

び次項第3号において同じ。) (退職手当等(第38条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。)に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第18条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において政令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第32条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第45条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては200,000円」を削り、「1,500,000円」を「1,800,000円」に改める。

附則第5条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第6条の2第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12

年」に改める。

附則第6条の3中「又は附則第21条の4第1項」を「、附則第21条の3の2第1項又は附則第21条の4第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第7条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改める。

附則第8条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第9条の2第4項中「附則第15条第24項第1号ロからニまでに規定する設備について同号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条中第10項を第11項とし、第6項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、同条第5項中「附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、5分の3とする。

附則第9条の3の2を削る。

附則第20条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第21条の3の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第21条の3の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡

所得及び雑所得については、第29条の2第1項及び第2項並びに第30条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令附則第18条の6の4に定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第30条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第30条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第21条の3の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第30条の5、第30条の6第1項、第30条の7第1項、第30条の8第1項及び附則第6条の2第1項の規定の適用については、第30条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第30条の6第1項、第30条の7第1項前段、第30条の8第1項及び附則第6条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第30条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第31条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第21条の3の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第21条の3の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第4条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条の3の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

号に定める日から施行する。

(1) 第32条の2第1項ただし書、第32条の3の2及び第32条の3の3の改正規定並びに附則第5条及び附則第6条の2第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定  
令和9年1月1日

(2) 第45条の改正規定及び附則第3条第1項の規定 令和9年4月1日

(3) 第30条の7第2項の改正規定並びに附則第6条の3の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第8条の2及び附則第20条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(4) 附則第6条の3の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第21条の3の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の金沢市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第32条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第32条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の金沢市税賦課徴収条例第32条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例附則第6条の2第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等

に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例附則第6条の3の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第20条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第20条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第21条の3の2の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第45条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次条において「旧法」という。)附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

#### 提案の趣旨

地方税法の一部改正に伴い、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長するとともに、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の免税点の引上げ等を行う。

## 議案第7号

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の一部  
改正について

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の一部を改  
正する条例を次のように定める。

令和8年6月8日提出

金 沢 市 長      村   山      卓

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の一部  
を改正する条例

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例（平成28年  
条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、「及び償却資産」の次  
に「（所得税法施行令第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令第13条第1号から  
第3号までに掲げるものに限る。）」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案の趣旨

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、本社機能立地  
促進のため、固定資産税について課税の特例措置の適用期限を延長する。

## 議案第8号

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月8日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第46条に次の1項を加える。

- 3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(第67条第15項に規定する心理担当職員をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士(附則第4条の規定により保育士とみなされる者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第4条中「限って」を「限り」に改め、「の保育士」の次に「(同条第3項の規定により保育士とみなされる者及び同項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)」を加え、附則に次の1条を加える。

第5条 第46条第3項及び前条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士

(第46条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「35人」を「30人」に改める。

第6条第1項中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同条第3項の表備考第1項中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同備考に次の1項を加える。

5 備考第1項に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、同項に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第6条第5項第2号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

第13条中「(平成18年法律第77号)第14条第6項」を「第14条第7項」に改める。

第14条中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改める。

附則第6条中「前条」を「第6条第3項の表備考第5項及び前条」に、「第6条第3項の表備考第1項」を「同備考第1項」に、「看護師等を」を「特定理学療法士等又は看護師等を」に改め、「おいては、」の次に「当該特定理学療法士等又は」を加え、

「同条第3項」を「第6条第3項」に改め、附則に次の1条を加える。

第7条 第6条第3項の表備考第5項及び附則第5条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同備考第1項に定める者（同備考第5項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第30条第3項中「看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当

該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第45条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第4条 金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「35人」を「30人」に改める。

第5条に次の1項を加える。

- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない保育士登録を受けている者については、1人に限り、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士登録を受けている者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第4条中「第5条」を「第5条第1項」に、「保育士の資格を有する」を「保育士登録を受けている」に改める。

附則第5条の表を次のように改める。

第5条第6項	第5条第1項の規定により置かなければならない保育士登録を受けている者	特定理学療法士等
前条	第5条第1項の規定により置かなければならない保育士登録を受けている者	看護師等

附則に次の1条を加える。

- 第6条 第5条第6項及び附則第4条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士登録を受けている者（第5条第6項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等

の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和6年条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分」を「令和10年3月31日まで」に改め、「改正後の金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「改正後の家庭的保育事業等基準条例」という。）」を、「第48条第2項の規定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を、「改正前の金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「改正前の家庭的保育事業等基準条例」という。）」を加える。

附則第3項中「地方裁量型認定こども園」の次に「（次項において「幼稚園型認定こども園等」という。）」を加え、「当分」を「令和10年3月31日まで」に改め、「改正後の金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」の次に「（次項において「改正後の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園要件条例」という。）」を、「第4条第1項の規定」の次に「（満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）」を、「改正前の金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」の次に「（次項において「改正前の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園要件条例」という。）」を加え、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の家庭的保育事業等基準条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の家庭的保育事業等基準条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、第2条の規定の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附則に次の1項を加える。

5 幼稚園型認定こども園等に限り、子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園要件条例第4条第1項の規定（満4歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園要件条例第4条第1項の規定（満4歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、第4条の規定の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児数については、第2条の規定による改正後の金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。
- 3 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における1学級の子ども数については、第4条の規定による改正後の金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

#### 提案の趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、保育所等における職員配置基準等を改める。

## 議案第9号

子育て支援医療費助成に関する条例の一部改正について

子育て支援医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月8日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

子育て支援医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

子育て支援医療費助成に関する条例（昭和48年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の子育て支援医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和9年1月1日以後の保険診療に係る医療費について適用し、同日前の保険診療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 新条例第4条第1項の規定による子どもに係る医療証の交付その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案の趣旨

子育て支援の充実を図るため、通院に係る医療費助成の対象を18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大する。

## 議案第10号

金沢市屋外広告物等に関する条例の一部改正について

金沢市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月8日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市屋外広告物等に関する条例（平成7年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

### 第19条 削除

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の金沢市屋外広告物等に関する条例の規定に基づく許可又は確認（以下「許可等」という。）を受けて屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件を表示し、又は設置している者の当該許可等に係る改正前の第19条に規定する許可等の表示については、改正後の第19条の規定にかかわらず、当該許可等の期間内に限り、なお従前の例による。

### 提案の趣旨

屋外広告物等の表示又は設置の許可等を受けた者の負担軽減を図るため、屋外広告物等への許可等の表示を不要とする。

## 議案第11号

### 金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

金 沢 市 長 村 山 卓

### 金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

金沢市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の金沢市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた金沢市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の金沢市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による額により支給されたもの（その額が660,000円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

#### 提案の趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、葬祭補償の額を改定する。

議案第12号

工事請負契約の締結について

金沢健康プラザ大手町解体工事について、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和8年6月8日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

工 事 名	金 額	工事場所	契 約 者
金 沢 健 康 プ ラ ザ 大 手 町 解 体 工 事	542,300,000円	金 沢 市 大 手 町 3 番 21 号	宗重・松本・北陸研特定建設工事 共同企業体 代表者 金沢市畝田西1丁目112番地 株式会社 宗重商店 代表取締役 宗守 重泰 金沢市湊2丁目120番地1 株式会社 松本解体工業 代表取締役 松本 克輝 金沢市湊3丁目8番6 北陸研開発株式会社 代表取締役 米田 耕三

議案第13号

工事請負契約の締結について

緑住宅建設工事第6期（建築工事）について、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和8年6月8日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

工 事 名	金 額	工 事 場 所	契 約 者
緑住宅建設工事 第6期（建築工事）	1,179,200,000円	金 沢 市 み どり 2 丁 目 地 内	トーケン・高田建設・前川工務店 特定建設工事共同企業体 代表者 金沢市入江3丁目25番地 株式会社 トーケン 代表取締役社長 伊野 博俊 金沢市入江2丁目170番地 高田建設株式会社 代表取締役 中嶋 直暢 金沢市赤土町ト100番地1 株式会社 前川工務店 代表取締役 前川 昌範

議案第14号

工事請負契約の締結について

栗崎地区液状化防止対策工事（1－2工区）について、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和8年6月8日提出

金沢市長 村山 卓

工 事 名	金 額	工 事 場 所	契 約 者
栗崎地区液状化 防止対策工事 (1－2工区)	516,450,000円	金 沢 市 栗 崎 町 地 内	大三・内川特定建設工事共同企業体 代表者 金沢市三口町火250番地 大三建設株式会社 代表取締役社長 野村 幸平 金沢市別所町ツ53番地13 内川建設株式会社 代表取締役 高山 哲生

議案第15号

工事請負契約の締結について

栗崎地区液状化防止対策工事（1－3工区）について、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和8年6月8日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

工 事 名	金 額	工 事 場 所	契 約 者
栗崎地区液状化 防止対策工事 (1－3工区)	682,000,000円	金 沢 市 栗 崎 町 地 内	加賀・北興特定建設工事共同企業体 代表者 金沢市金石西1丁目2番10号 加賀建設株式会社 代表取締役社長 鶴山 雄一 金沢市打木町東1407番地 北興建設株式会社 代表取締役 井戸谷 信一

議案第16号

工事請負契約の締結について

金沢21世紀美術館改修工事（建築工事）について、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和8年6月8日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

工 事 名	金 額	工 事 場 所	契 約 者
<p>金 沢 21 世 紀 美 術 館 改 修 工 事 ( 建 築 工 事 )</p>	<p>1,808,400,000円</p>	<p>金 沢 市 広 坂 1 丁 目 2 番 1 号</p>	<p>竹中・豊蔵・岡特定建設工事 共同企業体 代表者 大阪府大阪市中央区本町4丁目 1番13号 株式会社 竹中工務店 取締役社長 丁野 成人 委任代理人 金沢市上堤町1番18号 株式会社 竹中工務店 北陸営業所 営業所長 齋藤 考 金沢市長土堀3丁目13番8号 株式会社 豊蔵組 取締役社長 豊蔵 享一 金沢市泉本町2丁目141番地 株式会社 岡組 代表取締役 永井 賢士</p>

議案第17号

工事請負契約の締結について

金沢21世紀美術館改修工事（電気設備工事）について、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和8年6月8日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

工 事 名	金 額	工 事 場 所	契 約 者
金 沢 21 世 紀 美 術 館 改 修 工 事 （ 電 気 設 備 工 事 ）	2,035,000,000円	金 沢 市 広 坂 1 丁 目 2 番 1 号	米沢・成瀬・柴特定建設工事 共同企業体 代表者 金沢市進和町32番地 米沢電気工事株式会社 代表取締役社長 上田 学 金沢市問屋町2丁目17番地 成瀬電気工事株式会社 代表取締役 成瀬 亮太郎 金沢市長土堀1丁目15番23号 柴電気工事株式会社 代表取締役社長 黛 孝彦

議案第18号

工事請負契約の締結について

金沢21世紀美術館改修工事（空調設備工事）について、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和8年6月8日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

工 事 名	金 額	工 事 場 所	契 約 者
金 沢 21 世 紀 美 術 館 改 修 工 事 （ 空 調 設 備 工 事 ）	983,461,600円	金 沢 市 広 坂 1 丁 目 2 番 1 号	鈴管・みなみ・協同特定建設工事 共同企業体 代表者 金沢市尾張町2丁目9番1号 鈴木管工業株式会社 代表取締役 鈴木 啓泰 金沢市高尾南3丁目70番地 みなみ設備工業株式会社 代表取締役 新保 良介 金沢市打木町東1450番地 株式会社 協同設営 代表取締役 不破 理史

議案第19号

財産の取得について

消防用特殊車両として、次のとおり財産を取得する。

令和8年6月8日提出

金沢市長 村山 卓

取得する財産	取得する予定価格	契約の相手方
消防ポンプ自動車	92,180,000円	金沢市浅野本町口145番地 長野ポンプ株式会社 代表取締役 長野 幸浩

議案第20号

財産の取得について

金沢市立小学校学校用家具として、次のとおり財産を取得する。

令和8年6月8日提出

金沢市長 村山 卓

取得する財産	取得する予定価格	契約の相手方
児童用机	76,513,140円	金沢市問屋町1丁目1番地 株式会社 タマイ 代表取締役社長 玉井 利明

議案第21号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

令和8年6月8日提出

金沢市長 村山 卓

路線名	起 点 及 び 終 点	重要な 経過地
弓取 15号 諸江町中丁線 43号	諸江町中丁 78番 1 諸江町中丁 66番 1	先から 先まで
小柳橋 町 坂 36号 線 24号	柳橋 町 乙 14番 7 柳橋 町 乙 4番 2	先から 先まで
小柳橋 町 坂 36号 線 25号	柳橋 町 乙 18番 7 柳橋 町 丙 10番 5	先から 先まで
小神谷内東 坂 37号 線 34号	神谷内町 葵 1番 1 神谷内町 葵 1番 57	先から 先まで
小神谷内東 坂 37号 線 35号	神谷内町 葵 1番 33 神谷内町 葵 1番 39	先から 先まで

## 議案第22号

「事業契約の締結について」の一部変更について

令和6年度金沢市議会3月定例会において議決された議決第109号「事業契約の締結について」（公共施設LED照明導入推進事業）のうち、その一部を次のように変更する。

令和8年6月8日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金額「3,890,000,000円」を「4,033,681,000円」に改める。

## 報告第1号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので報告する。

令和8年6月8日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

### 令和7年度専決第35号

地方自治法第180条第1項の規定により、金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月31日専決

金 沢 市 長 村 山 卓

### 金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号及び第2号中「第66条の7第1項の申告書、」を削る。

第29条の2第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第66条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、法第442条第1号に規定する軽自動車等（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。

第66条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第66条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合に

は、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第66条の2第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第66条の3中「（環境性能割にあつては、第1号から第3号までに掲げる軽自動車等に係るものに限る。）」を削る。

第66条の4から第66条の9までを削る。

第67条（見出しを含む。）、第67条の2（見出しを含む。）、第68条（見出しを含む。）、第69条（見出しを含む。）及び第70条の2（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第71条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第72条の見出し、第72条の2の前の見出し、同条及び第72条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第73条第2項中「第66条第3項ただし書」を「第66条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第3項及び第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第6条の2の前の見出し及び同条を削る。

附則第6条の2の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第6条の2の2第1項」を「附則第6条の2第1項」に改め、同条を附則第6条の2とする。

附則第7条第2項中「、附則第6条の2の2第1項」を削る。

附則第9条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号ロからニまでに規定する設備について同号」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項を削り、同条第6項中「附則第15条第25項第3号」を「附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第4号」を「附則第15条第24項第4号」に、「2分の1」を「4分の

3」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第10項を第9項とし、第11項を第10項とする。

附則第9条の3第6項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第8項第5号及び第10項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第13項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第9条の3の2の次に次の1条を加える。

(令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第9条の3の3 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が政令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に令和5年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和8年度分及び令和9年度分の固定資産税については、第43条の7の規定は適用しない。

附則第19条中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第

31項から第33項まで」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで」に改める。

附則第19条の3の2から第19条の3の7までを削る。

附則第19条の3の8の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削り、同条を附則第19条の3の2とする。

附則第19条の3の9の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削り、同条を附則第19条の3の3とする。

附則第19条の4第3項第2号、附則第19条の5第3項第2号及び附則第20条第3項第2号中「、附則第6条の2第1項及び附則第6条の2の2第1項」を「及び附則第6条の2第1項」に改める。

附則第20条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第21条第5項第2号、附則第21条の2第2項第2号、附則第21条の4第2項第2号、附則第21条の4の2第2項第2号及び第5項第2号並びに附則第21条の4の3第2項第2号及び第5項第2号中「、附則第6条の2第1項及び附則第6条の2の2第1項」を「及び附則第6条の2第1項」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和8年度分の固定資産税の特例に係る申告期限の特例）

第54条 令和8年度分の固定資産税に限り、附則第9条の3の3第1項中「1月31日」とあるのは、「9月30日」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の金沢市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削り、「附則第19条の3の7」を「附則第19条の3の2」に改め、同条の表中「附則第19条の3の7」を「附則第19条の3の2第1項」に改める。

#### 専決処分した条例の趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割を廃止するとともに、令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例措置の申告手続等を定めるほか、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例期限の延長等を行う。

## 報告第2号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、訴えの提起について、次のとおり専決処分したので報告する。

令和8年6月8日提出

金沢市長 村山 卓

令和8年度専決第9号

地方自治法第180条第1項の規定により、訴えの提起について、次のように定める。

令和8年5月11日専決

金沢市長 村山 卓

### 訴えの提起について

市所有自動車による交通事故の損害賠償請求に関し、次のとおり訴えを提起する。

#### 1. 事件の内容

訴えの相手方	訴えの内容	訴えを提起する裁判所
	金沢市高柳町地内における交通事故により市所有自動車に生じた損害について、賠償金の支払いを請求する	金沢簡易裁判所

#### 2. 訴訟の方針

第一審判決の結果、必要があるときは上訴するものとする。

### 報告第3号

#### 専決処分 の 報 告 に つ い て

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分したので報告する。

令和8年6月8日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

専 決 番 号 及 び 専 決 日	理 由	賠 償 する 相 手 方	金 額	左のうち保険で 補填される金額
令和7年度第27号 令和8年3月19日	市所有自動車 による 交通事 故	[Redacted]	48,160円	48,160円
令和7年度第28号 令和8年3月19日	市所有自動車 による 交通事 故	[Redacted]	296,481円	296,481円
令和7年度第29号 令和8年3月19日	公園の樹木 による事 故	[Redacted]	864,545円	864,545円
令和7年度第30号 令和8年3月23日	市道における 事 故	[Redacted]	170,433円	170,433円
令和7年度第31号 令和8年3月23日	市道における 事 故	[Redacted]	21,000円	21,000円
令和7年度第32号 令和8年3月23日	市道における 事 故	[Redacted]	6,468円	6,468円
令和7年度第33号 令和8年3月23日	市道における 事 故	[Redacted]	46,200円	46,200円
令和7年度第34号 令和8年3月24日	金 沢 市 立 紫 錦 台 中 学 校 の 樹 木 による 事 故	[Redacted]	1,211,056円	1,211,056円
令和7年度第35号 令和8年3月26日	野田山墓地の 倒木による 事 故	[Redacted]	220,000円	220,000円

専決番号 及び専決日	理由	賠償する相手方	金額	左のうち保険で 補填される金額
令和8年度第1号 令和8年4月2日	市所有自動車 による 交通事故	[REDACTED]	65,814円	65,814円
令和8年度第2号 令和8年4月22日	金沢市立 四十万小学校 における事故	[REDACTED]	109,780円	109,780円
令和8年度第3号 令和8年4月23日	公園の樹木 による事故	[REDACTED]	4,041,833円	4,041,833円
令和8年度第4号 令和8年4月23日	金沢市立 兼六中学校 における事故	[REDACTED]	63,470円	63,470円
令和8年度第5号 令和8年5月7日	野田山墓地の 倒木による 事故	[REDACTED]	66,000円	66,000円
令和8年度第6号 令和8年5月7日	市所有自動車 による 交通事故	[REDACTED]	44,000円	44,000円
令和8年度第7号 令和8年5月11日	市道における 事故	[REDACTED]	9,048円	9,048円
令和8年度第8号 令和8年5月11日	野田山墓地の 倒木による 事故	[REDACTED]	66,000円	66,000円
令和8年度第10号 令和8年5月18日	末広墓地の 倒木による 事故	[REDACTED]	99,000円	99,000円
令和8年度第11号 令和8年5月19日	末広墓地の 倒木による 事故	[REDACTED]	115,500円	115,500円



報告第4号

繰越明許費について

一般会計予算において、令和7年度中に支払義務の生じなかった経費を令和8年度に繰越し使用する

令和8年6月8日提出

令和7年度金沢市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
2. 総務費			773,377,747	587,856,788
	1. 総務管理費		710,677,747	525,156,788
		一般管理事業	89,000,000	89,000,000
		文書広報事業	12,125,146	12,125,146
		企画事業	150,000,000	130,000,000
		交通対策事業	369,157,301	203,636,342
		文化施設事業	81,919,800	81,919,800
		女性センター事業	8,475,500	8,475,500
	2. 徴税費	賦課徴収事業	62,700,000	62,700,000
3. 民生費			4,515,116,399	1,355,332,138
	1. 社会福祉費	社会福祉総務事業	1,488,152,544	444,340,153
	2. 老人福祉費	老人施設福祉事業	46,744,500	34,244,500
	3. 児童福祉費	児童福祉総務事業	2,267,203,355	164,140,360
	4. 生活保護費	生活保護事業	713,016,000	712,607,125
4. 衛生費			2,578,831,554	1,948,019,913

について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

金沢市長 村山 卓

繰越明許費繰越計算書

既収入 特定財源	左の財源内訳			一般財源
	未収入 特定財源	国県支出金	地方債	
	101,801,971		22,100,000	463,954,817
	101,801,971		22,100,000	401,254,817
				89,000,000
			10,900,000	1,225,146
				130,000,000
	101,801,971		3,600,000	98,234,371
				81,919,800
			7,600,000	875,500
				62,700,000
7,341,565	1,123,842,013		103,600,000	120,548,560
	444,340,153			
	15,400,000			18,844,500
	162,210,360			1,930,000
7,341,565	501,891,500		103,600,000	99,774,060
	1,554,346,000		370,000,000	1,270,000
				22,403,913

款	項	事業名	金額	翌年度額
	2. 環境衛生費		1,822,684,420	1,470,084,420
		環境衛生総務事業	1,660,300,000	1,307,700,000
		環境保全事業	86,322,500	86,322,500
		環境衛生施設事業	76,061,920	76,061,920
	3. 清掃費		756,147,134	477,935,493
		ごみ収集事業	76,945,000	33,145,000
		ごみ処理事業	679,202,134	444,790,493
5. 労働費			52,000,000	51,838,300
	1. 労働福祉費	労働福祉事業	52,000,000	51,838,300
6. 農林水産業費			809,678,235	636,858,462
	1. 農業費		569,182,085	544,182,085
		農業振興事業	1,497,000	1,497,000
		農地事業	567,685,085	542,685,085
	2. 林業費	森林・林業事業	226,233,150	78,413,377
	3. 水産業費	水産業振興事業	14,263,000	14,263,000
7. 商工費			746,200,000	743,200,000
	1. 商工費		746,200,000	743,200,000
		商工総務事業	30,200,000	30,200,000
		商業振興事業	708,000,000	705,000,000
		工業振興事業	8,000,000	8,000,000
8. 土木費			4,337,541,434	3,519,411,434

左の財源内訳				
既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他	
	1,305,000,000	144,800,000	1,270,000	19,014,420
	1,305,000,000	2,700,000		
		73,700,000	1,270,000	11,352,500
		68,400,000		7,661,920
	249,346,000	225,200,000		3,389,493
		29,800,000		3,345,000
	249,346,000	195,400,000		44,493
	51,838,300			
	51,838,300			
	97,753,289	453,400,000	6,417,265	79,287,908
	63,124,600	426,100,000	6,417,265	48,540,220
	1,127,000			370,000
	61,997,600	426,100,000	6,417,265	48,170,220
	34,628,689	27,300,000		16,484,688
				14,263,000
	189,238,547			553,961,453
	189,238,547			553,961,453
	30,200,000			
	151,038,547			553,961,453
	8,000,000			
	1,053,730,145	1,927,300,000	2,247,400	536,133,889

款	項	事業名	金額	翌年度額
	1. 土木費	土木総務事業	338,683,397	219,792,397
	2. 道路橋りょう費		2,129,670,198	1,701,490,340
		道路維持事業	684,976,081	605,376,081
		道路新設改良事業	1,040,564,817	871,389,711
		交通安全施設整備事業	404,129,300	224,724,548
	3. 河川費		409,372,624	361,672,624
		河川維持事業	181,782,624	145,482,624
		河川改良事業	227,590,000	216,190,000
	4. 港湾費	港湾事業	432,372,000	352,448,263
	5. 都市計画費		845,343,215	701,907,810
		土地区画整理事業	67,750,000	30,614,595
		街路事業	543,781,046	481,881,046
		都市再開発事業	43,635,000	43,635,000
		緑化推進事業	2,497,202	2,497,202
		公園事業	180,749,967	136,349,967
		定住促進事業	6,930,000	6,930,000
	6. 住宅費		182,100,000	182,100,000
		住宅管理事業	37,000,000	37,000,000
		住宅建設事業	145,100,000	145,100,000
9. 消防費			1,231,432,304	1,206,732,304
	1. 消防費		1,231,432,304	1,206,732,304

左の財源内訳				
既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他	
	33,246,000	159,100,000	2,247,400	25,198,997
	645,927,871	809,000,000		246,562,469
	116,644,114	382,300,000		106,431,967
	433,005,878	354,700,000		83,683,833
	96,277,879	72,000,000		56,446,669
	137,150,000	154,000,000		70,522,624
		78,300,000		67,182,624
	137,150,000	75,700,000		3,340,000
		347,900,000		4,548,263
	174,634,274	457,300,000		69,973,536
		27,500,000		3,114,595
	134,312,001	317,500,000		30,069,045
	29,467,500			14,167,500
				2,497,202
	8,082,773	112,300,000		15,967,194
	2,772,000			4,158,000
	62,772,000			119,328,000
				37,000,000
	62,772,000			82,328,000
	524,663,548	487,900,000		194,168,756
	524,663,548	487,900,000		194,168,756

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
		常備消防事業	176,550,000	176,550,000
		災害対策事業	1,054,882,304	1,030,182,304
10. 教育費			6,215,476,683	5,063,088,329
	1. 教育総務費	教育指導事業	18,378,800	18,378,800
	2. 小学校費	学校建設事業	2,407,184,620	2,369,784,620
	3. 中学校費	学校建設事業	969,440,500	940,240,500
	4. 高等学校費	高等学校管理事業	94,267,000	94,267,000
	5. 大学費	美術工芸大学事業	1,042,746,000	425,546,000
	6. 社会教育費		1,170,352,848	780,764,494
		社会教育総務事業	28,004,878	18,396,751
		文化財保護事業	330,423,480	239,123,480
		公民館事業	18,643,850	7,063,623
		図書館事業	788,000,000	510,900,000
		美術館事業	5,280,640	5,280,640
	7. 保健体育費		513,106,915	434,106,915
		学校給食事業	152,742,000	142,042,000
		体育施設事業	360,364,915	292,064,915
11. 災害復旧費			2,377,242,544	2,038,445,544
	1. 災害復旧費		2,377,242,544	2,038,445,544
		農林業施設災害復旧事業	211,922,018	141,526,918
		土木施設災害復旧事業	1,869,180,867	1,676,897,067

既収入 特定財源	左の財源内訳			一般財源
	未収入 特定財源	国県支出金	地方債 その他	
				176,550,000
		524,663,548	487,900,000	17,618,756
		497,097,000	1,620,300,000	2,945,691,329
			16,500,000	1,878,800
		321,765,000	631,500,000	1,416,519,620
		99,160,000	260,600,000	580,480,500
				94,267,000
			100,800,000	324,746,000
		76,172,000	511,000,000	193,592,494
				18,396,751
		76,172,000	122,700,000	40,251,480
				7,063,623
			388,300,000	122,600,000
				5,280,640
			99,900,000	334,206,915
				142,042,000
			99,900,000	192,164,915
		1,147,023,444	743,700,000	16,494
		1,147,023,444	743,700,000	16,494
		32,680,000	70,900,000	16,494
		1,049,584,444	626,800,000	512,623

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
		公共施設 災害復旧事業	296,139,659 <sup>円</sup>	220,021,559 <sup>円</sup>
合	計		23,636,896,900	17,150,783,212

左の財源内訳				
既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他	
	64,759,000 <sup>円</sup>	46,000,000 <sup>円</sup>		109,262,559 <sup>円</sup>
7,341,565	6,341,334,257	5,728,300,000	9,951,159	5,063,856,231

報告第5号

事故繰越しについて

一般会計予算において、避けがたい事故により令和7年度中に支払義務の生じなかった経費を令和8年次のとおり報告する。

令和8年6月8日提出

令和7年度金沢市一般会計

款	項	事業名	支出負担行為額 円	左の内訳		支出負担行為 予定額 円
				支出済額 円	支出未済額 円	
6.	農林水産業費		30,240,745		30,240,745	
	1. 農業費	農地事業	30,240,745		30,240,745	
8.	土木費		95,866,005	41,968,005	53,898,000	
	1. 土木管理費	土木総務事業	35,968,200	6,839,250	29,128,950	
	4. 港湾費	港湾事業	59,897,805	35,128,755	24,769,050	
合計			126,106,750	41,968,005	84,138,745	

度に繰越し使用するについて、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、

金沢市長 村山 卓

事故繰越し繰越し計算書

翌年度繰越額 円	左の財源内訳					説明
	既収入 特定財源 円	未収入特定財源			一般財源 円	
		国県支出金 円	地方債 円	その他 円		
30,240,745	20,000,000			7,703,725	2,537,020	
30,240,745	20,000,000			7,703,725	2,537,020	令和7年8月大雨に伴う進捗の遅れにより年度内に事業を完了することが困難となったため
53,898,000	46,400,000			4,854,900	2,643,100	
29,128,950	24,200,000			4,854,900	74,050	令和6年能登半島地震に伴う進捗の遅れにより年度内に事業を完了することが困難となったため
24,769,050	22,200,000				2,569,050	令和6年能登半島地震に伴う進捗の遅れにより年度内に事業を完了することが困難となったため
84,138,745	66,400,000			12,558,625	5,180,120	

報告第6号

予算の繰越しについて

水道事業特別会計予算において、令和7年度中に支払義務の生じなかった建設改良に要する経費を  
により、次のとおり報告する。

令和8年6月8日提出

令和7年度金沢市水道事業

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
			円	円	円
2.	資本的支出		3,648,632,000		3,648,632,000
	1. 建設改良費	配水管 布設等事業	3,648,632,000		3,648,632,000

令和8年度に繰越し使用するについて、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定

金沢市長 村山 卓

特別会計予算繰越計算書

左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
企業債	補助金	その他	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	円	円	
713,600,000	3,770,000	809,765,000	2,121,497,000			
713,600,000	3,770,000	809,765,000	2,121,497,000			適正工期確保 等のため

報告第7号

予算の繰越しについて

水道事業特別会計予算において、避けがたい事故により令和7年度中に支払義務の生じなかった経費により、次のとおり報告する。

令和8年6月8日提出

令和7年度金沢市水道事業

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
1. 事業費用			8,063,000		8,063,000
	1. 営業費用	配水管 布設替事業	8,063,000		8,063,000
2. 資本的支出			1,273,325,000		1,273,325,000
	1. 建設改良費	配水管 布設替事業	1,273,325,000		1,273,325,000

を令和8年度に繰越し使用するについて、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定

金沢市長 村山 卓

特別会計予算繰越計算書

左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
工事負担金	その他			
円	円	円	円	
	8,063,000			
449,643,000	823,682,000			関係機関との調整に時間を要したため
449,643,000	823,682,000			関連工事遅延のため

報告第8号

予算の繰越しについて

病院事業特別会計予算において、令和7年度中に支払義務の生じなかった建設改良に要する経費を  
により、次のとおり報告する。

令和8年6月8日提出

令和7年度金沢市病院事業

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
			円	円	円
2. 資本的支出			144,000,000		81,560,000
	1. 建設改良費	市立病院移転 整備事業	144,000,000		81,560,000

令和8年度に繰越し使用するについて、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定

金沢市長 村山 卓

特別会計予算繰越計算書

左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
企業債	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	
34,900,000	46,660,000			
34,900,000	46,660,000			適正事業期間 確保のため

報告第9号

予算の繰越しについて

下水道事業特別会計予算において、令和7年度中に支払義務の生じなかった建設改良に要する経費の規定により、次のとおり報告する。

令和8年6月8日提出

令和7年度金沢市下水道事業

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額
			円	円	円
2. 資本的支出			13,898,645,835	1,997,187,835	11,901,458,000
	1. 建設改良費		13,898,645,835	1,997,187,835	11,901,458,000
		管渠等築造事業	10,888,696,000	1,229,400,000	9,659,296,000
		雨水関連事業	1,069,193,000	254,794,000	814,399,000
		処理場事業	1,812,227,000	482,400,000	1,329,827,000
		流域下水道事業	79,341,835	21,993,835	57,348,000
		下水道計画策定事業	23,496,000		23,496,000
		庁舎等整備事業	25,692,000	8,600,000	17,092,000

を令和8年度に繰越し使用するについて、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項

金沢市長 村山 卓

特別会計予算繰越計算書

左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
企業債	補助金	工事負担金	損益勘定留保資金			
円	円	円	円	円	円	
3,729,153,000	7,808,987,000	271,626,000	91,692,000			
3,729,153,000	7,808,987,000	271,626,000	91,692,000			
2,832,600,000	6,759,306,000	61,751,000	5,639,000			関連工事遅延等のため
335,400,000	426,437,000		52,562,000			適正工期確保等のため
503,853,000	611,504,000	209,875,000	4,595,000			適正工期確保等のため
57,300,000			48,000			適正工期確保のため
	11,740,000		11,756,000			関係機関との調整に時間を要したため
			17,092,000			適正工期確保のため

報告第10号

予算の繰越しについて

下水道事業特別会計予算において、避けがたい事故により令和7年度中に支払義務の生じなかった第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年6月8日提出

令和7年度金沢市下水道事業

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額
1. 事業費用			円 125,967,000	円	円 125,967,000
	1. 営業費用	管渠事業	125,967,000		125,967,000
2. 資本的支出			4,447,907,000	1,234,594,000	3,213,313,000
	1. 建設改良費	管渠等築造事業	4,447,907,000	1,234,594,000	3,213,313,000

経費を令和8年度に繰越し使用するについて、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条

金沢市長 村山 卓

特別会計予算繰越計算書

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
企業債	補助金	その他			
円	円	円	円	円	
	99,763,000	26,204,000			
	99,763,000	26,204,000			工程調整等に不測の時間を要したため
667,500,000	2,544,937,000	876,000			
667,500,000	2,544,937,000	876,000			工程調整等に不測の時間を要したため